

2022 年度実施 墓地公園利用者アンケート ご意見に対する回答

■送迎バス・交通手段について

「運行日数、回数、曜日を増やしてほしい、他の駅前（近鉄大久保駅など）にも停めて欲しい」

「今はよいが免許返納後が不安だ」

公営墓地である天ヶ瀬墓地公園の送迎バスの運用は、お預かりしている管理料から、送迎バスを利用することが難しい方と利用しやすい方とで極端な不公平が生じぬよう経費と運営方法を見直しながら、現行の月1日、盆と秋春お彼岸は連続3日間、それぞれ一日2便（28名～52名）の年間36便、無料、電話予約先着順という方法に落ち着きました。利用者数、利用頻度に見合った運賃を設定して運用した場合、現実的でない高額なものとなります。ご不便をお掛けしますが、ご容赦ください。なお、2021年7月に合葬墓を建設・供与開始しましたので、その方々の利用希望が増加した場合には、改めて運行方法を検討いたします。

<具体的ご意見>

- ・通年の送迎バス要 民間墓地にあるのに、公営墓地なのに何故ないのか
- ・送迎バスの運行回数を増やして欲しい。現状、なかなかバスの予約が取りにくい。
- ・バスの運行を月に3回位にして欲しい（例えば10日・20日・30日）。
- ・運転免許返納後の墓参に不安あり。近鉄大久保駅やJR新田駅などにもバスを停車して欲しい。
- ・（帰路）高齢になるに従い、自分のC区の墓地から管理事務所まで歩くのが困難になっている。
今は大阪在住の息子の車に頼っている。
- ・月に2回位、実施して欲しい。
- ・バスの運行を続けて欲しい。
- ・今後、車を手放す予定。せめて急行の止まる近鉄大久保駅にも停車して欲しい。
- ・日曜日に年数回程度送迎バスを運行して欲しい。（遠方にいる家族と一緒に参りたいから。）

■ 獣害について

「獣害対策を講じて欲しい」

野犬の姿は見なくなりましたが、年間を通じて（食べ物の少ない秋冬は特に）鹿が墓区内に入り供花を食べたり、付属物に脚をひっかけて倒すなどの被害が、件数的には減っているものの後を絶ちません。獣駆逐器も慣れてしまえば無視するようになるため、正直決定打がない状態です。もちろん猟友会に依頼して駆除する地域、生き物でもごさいません。採りうる対策としては、

- 1) 供花はセロファンを外さず上部を長めに巻いて供える
- 2) 以下の鹿が好物とする供花は避ける（大きくは和百合、小菊類を好んで食べます）

オオウバユリ、オキナグサ、オミナエシ、オオバギボウシ、コバギボウシ、クガイソウ
クサボケ、クサボタン、クルマユリ、クロユリ、コオニユリ、ソバナ、タカネバラ、
タマガワホトトギス、タムラソウ、ツバメオモト、ツリガネニンジン、トモエシオガマ、
ノコンギク、フシグロセンノウ、マツムシソウ、ミヤマエンレイソウ、ヤナギラン、ヤマ
ユリ、ユウガギク、ワレモコウ

糞害については、週3日+αで共有区画の清掃を実施しており、引き続き取り組んで参ります。

<具体的ご意見>

- ・ 鹿対策を講じて欲しい。
- ・ 2021年の彼岸に3日間連続で墓参したが、毎回花がすべて食べられていた。何とかして欲しい。
- ・ 墓地に鹿の糞が落ちている。困っている。
- ・ 墓参しても、直ぐに花が食べられている。何とか防止して欲しい（B区）。
- ・ 毎月1～2回の墓参を行っているが、通路に鹿の糞が落ちて困っている（B区）。清掃管理を願いたい。
- ・ 備品、献花の被害がないように
- ・ 供花がすぐに食べられてしまう／防止していただきたい
- ・ 通路に鹿の糞があつて困る／清掃をよろしく願いたい
- ・ 動物による色花の被害
- ・ 月1回供花しても翌日には鹿に食べられるので処置して欲しい。

■管理料について

お預かりしている管理料は、諸費用の出納業務と事務手続き全般、墓地公園内の植栽維持、共有部分の清掃と備品管理、枯れ花の撤去、巡回点検、害虫駆除に使用しています。各墓所の使用上必要な諸手続きならびに維持管理は、使用者の責で行っていただくことになっておりますので、これは含まれません。管理料の金額は、宇治市天ヶ瀬墓地公園が、公園機能を持った植栽豊かな墓地で、墓石のみが立ち並ぶ墓地ではないことを考慮していただければ、決して高い水準ではないことをご理解いただけるものと存じます。

なお、管理料の納入方法について多くのご意見を頂戴しましたが、口座振替が可能な銀行は、現在14行です。今後、口座振替に対応する銀行を増やすことを希望される方が更に増えましたら、検討いたします。また、コンビニ振込みですが、墓園管理手数料の金額に対して振込み手数料が高額であるため、対応しておりません。

墓園管理料の一括納付につきましては、市の会計が年度単位で区切られているのに加え、宇治市墓地公園条例（第9条の2）で既納の墓園管理料は還付しない、と定められており、一括納付された後に使用者様が亡くなられた場合は還付ができなくなるなどの不都合があるため、現時点では採っておりません。

<具体的ご意見>

- ・管理料が高い。管理料の用途を教えて欲しい。
- ・口座振込の銀行を増やして欲しい。
- ・年に1回なので、口座振込は考えていない。
- ・コンビニでも振り込みできるようにして欲しい。PCを利用したカード払いならなおよい。
- ・10年一括の納付方法など、検討して欲しい。
- ・コンビニ納付を可能にして欲しい。

■デジタル化

早く進めて欲しいというご意見と、よくわからないというご意見がございました。

墓所管理にかかわる様々な手続きが、ご自宅のパソコン・スマートフォン・タブレット等で行えるようになると、窓口に出向いたり郵送したりする手間や時間を省くことができます。一方、現時点

では、必ずしもこれらの機器の操作に習熟されている方ばかりではありませんので、他の公共サービスをはじめとするデジタル化の流れを注視しつつ、検討をして参ります。

<具体的ご意見>

- ・自身が健康な間に対応可能だが、その後が不安。
- ・（デジタル化という）意味がよく判らない。
- ・早く進めて欲しい。

■施設環境

樹木の剪定についてご意見をいただきました。樹木剪定は、委託業者が年間計画に基づき順次実施していますが、年ごとに異なる繁茂の状態により、剪定する順番、樹木の健康状態を勘案した作業の程度は変わって参ります。各墓所を汚さぬことに配慮しながら、引き続き維持管理に努めます。なお、各墓所の雑草拔きは使用者の責においてお願いいたします。

<具体的意見>

- ・周辺樹木の補修（枯れ木による生垣の欠落部分等）をしてもらいたい
- ・定期的に樹木を低く剪定して欲しい。落ち葉などで墓所が汚れるため。
- ・空き地の雑草拔きを管理事務所でしていただきたい
- ・墓所前の通路に土が溜まるが、事務所で清掃対応して欲しい

■施設設備

各墓区の水汲み場と用具についてのご意見、バリアフリーについてのご意見をいただきました。共有備品については 30 数年の運営の中で、使用状況、使用されるみなさんのモラルとの兼ね合いで現在の配備に至っています。使用できなくなった備品、汚損した備品は定期的に交換していますが、掃除用具（ほうき、バケツなど）については、放置や持ち帰りが頻繁であったことから設置しなくなりました。可能な限り利用者のみなさまでご用意していただければと存じます。なお、園内案内のサインについては検討して改善して参ります。

また、水道栓の改善交換は順次実施しておりますが、冬季の水道管凍結は地域的に避けることが困難です。墓参時に凍結の節は、事務所に連絡いただければポリタンクを持参致します。

<具体的ご意見>

- ・ 雑巾を洗うためのバケツを各場所に5個ほど置いて欲しい
- ・ 階段による上下移動困難⇒横方向の移動手段を希望
- ・ 各駐車場の入り口表記や、各墓区への誘導表示をつけてもらいたい（縁者墓参のため）
- ・ B区の駐車場から上下に階段が別れているが、夫々の方向の「墓地区画」を案内表示して欲しい。
縁者の場参時に迷うことあり。
- ・ タオルやブラシがぶら下がっている様子が、見た目に汚い。
- ・ 冬場の水道管の凍結で、遠方からの墓参者に気の毒なことがあった。尚、箒を置いて欲しい。
いつも自分で持参しているが、あれば便利。
- ・ 墓園内に、ベンチを所々に置いて欲しい（H区使用者）。
- ・ 階段がづらいので良い方法を考えて欲しい

■墓石・墓所管理

日頃の管理、今後の管理、墓じまいについてのご質問を多くいただきました。

まず墓石の管理は、使用者の責において行ってください。代行清掃を承っている場合は、作業の際に不具合に気づくこともございますが、専門家ではありませんので定期的にプロによるメンテナンスを推奨いたします。なお、宇治市営である墓地公園は「永代使用」ではありますが「永代供養」ではございません。塔婆は、年一回塔婆供養を行っておりますので、管理事務所にてお預かりいたします。墓じまいにつきましては、相続などの法的な事由を除き、方法や手続きについて事務所に
てご相談にあずかります。

<具体的ご意見>

- ・ いずれは墓じまいを考えている。管理事務所に料金を前納して対応して欲しい。
- ・ 宇治市として永代供養墓の予定はあるか（墓じまい時の受け皿として）
- ・ 墓石の管理を事務所でしてくれているのか？

- ・毎年、墓所の清掃を申し込んでいるが、清掃時に外観などタッチして最低限の点検をして欲しい。
- ・塔婆の処理に困っている。管理事務所で対応して欲しい。

■手続

孫（嫁いだ娘の子）や姓の異なる者への承継手続きについて、機関紙で説明案内して欲しいとのご意見がありました。姓の異なる方（婚姻による変更等）への承継は可能です。ただし、使用者と承継申請者との続柄を確認するための書類等を提出していただく場合があります。詳細は、環境企画課か管理事務所にお問い合わせください。

なお、令和3年7月に合葬式墓地の供用が開始されました。こちらは、複数の焼骨を合同で埋蔵する墓所で、承継や維持管理、管理料の必要がありません。墓じまいの際は、選択肢の一つとしてご検討ください。